

八 頭 町 長 吉 田 英 人 様

八頭町議会議長 前 田 幸 己 様

八頭町監査委員 丸 山 長 智

八頭町監査委員 中 村 美 鈴

令和4年度財政援助団体等監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和3年度に財政的援助を与えているもの（財政援助団体等）の出納、その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を次のとおり報告する。

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているものの出納、その他の事務の執行に関する監査について、次の点を主な着眼点として実施した。

ア 町が補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）及び事業について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って、事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）については、関係法令等を遵守し、指定管理業務を行う上で公の施設の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に運営されているか。

(2) 監査の実施時期

令和4年8月4日から8月23日までのうち4日間実施した。

(3) 監査の実施方法

関係書類や事務事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として実施した。

(4) 監査実施機関等の数

区 分	監査対象数	監査実施数
補助金等交付団体	945	53
指定管理者	11	3
合 計	956	56

(5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 丸 山 長 智
 // 中 村 美 鈴

2 監査の結果及び意見

(1) 概 要

補助金の交付の目的に沿って、事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、指定管理事務を行ううえでの公の施設の運営及び経理処理、出納その他の事務の執行が適切かつ効率的に運営されているかを主な主眼点に監査を実施した。

① 監査の結果、補助金交付事務関係で指摘事項に該当するものとしては、

ア 堀越公民館の屋根塗装工事の補助金交付の稟議書において、「今回限りの例外措置」として稟議処理のみにより安易に補助率の嵩上げ（2/10⇒3/10）を行っているが、施設の立地条件から今後においても定期的に屋根の修繕は繰り返さざるを得ないことが想定される。

今後同様の措置が必要となることも予想されることから、「今回限り」という処理をしてしまうと今後不都合な状況に陥る可能性がある。

また、稟議書のみでの処理で例外措置を安易に認めることは透明性、公平性及び継続性の面においても適正を欠く取扱いであると認められるため、本件に限らず特殊事情がある場合における例外規定を補助要綱に予め盛り込んでおく必要があると思料する。

イ 八頭町教育会に交付された補助金の一部は、教育会を構成する6つの部会の活動費用としてそれぞれ再交付されているが、各部会の会計簿の支出内容をみると、各部会とも収支額に1円の過不足も発生しないようにするため、業者が発行する領収書の額を故意に調整している状況がうかがえる。

余剰金が生じた場合に領収額を調整し経費を使い切るという取り扱いは予算消化のための経費支出であり、補助金の使途として適正であるとは認めがたいので、明瞭・公正な会計処理を指導されたい。

ウ シルバー人材センター事業補助金について、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第36条において、「高齢者の就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるように努めるものとする」旨定められており、町も補助金を拠出している。

本件については、上記法律の下に、シルバー人材センター連合に対して当該補助金を交付するものであると誤解しているようであるが、町の補助金は町内のシルバー人材センターの運営資金として交付するものであり、補助要綱を整備しておく必要がある。

② 指定管理業務で指摘事項に該当するものとしては、

ア 八東フルーツ総合センター

指定管理者協定書第18条第1項第4号の管理業務の一つとして、現在使用されていない合併浄化槽の点検及び清掃業務を義務付けているほか、八東フルーツ総合センターの営業開始時間が実態と相違していると、令和元年度に実施した前回監査において注意喚起していたものの、見直しがなされないまま令和3年度に従前のままの指定管理者協定書を取り交わしている。

イ ぷらっとぴあ・やず

当該施設を設置した時点で、施設内にテナントを入居させる目的でテナント用のスペースを確保しているにもかかわらず、施設条例の中にテナントの利用料金の額を定めないまま公募している。

また、テナント料はテナント業者の意向と近隣の店舗家賃の状況を考慮したとしているが、内部決裁を経ないで3万円/月が妥当であるとして決定している。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で売り上げが減少しているとして、テナント料を減額しているが、本件も内部決裁を経ないで減額処理をしている。

(2) 実施状況及び指摘事項等

ア 補助金等交付団体

1) 総務課所管

補助事業名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町集落公民館等整備事業補助金(上大坪)	383,900	307,000	8月4日 監査室
八頭町集落公民館等整備事業補助金(堀越)	2,109,800	1,687,000	
八頭町集落公民館等整備事業補助金(堀越)	1,035,276	310,000	
八頭町集落公民館等整備事業補助金(日田)	110,000	22,000	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

- ① 堀越公民館の屋根塗装工事の補助金交付の稟議書において、JRに近接しており鉄粉の飛散被害で錆による腐食が著しい環境下にあることから、「今回限り」の措置として例外的に補助率の嵩上げを行って処理している。

こうした被害はJR因美線が存在している以上、今後も引き続き定期的に屋根の修繕が必至となることが想定されるが、一度「今回限り」という取扱いを行えば、再度の申請には応じられなくなることから、「今回限り」という安易な取扱いは不適切であると認められるほか、稟議書みの処理で例外措置を認めることは交付要綱が軽いものとなり、透明性、公平性及び継続性の面においても適正を欠く取扱いであると思料する。

2) 総務課防災室所管

補助事業名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町防犯灯設置補助金(郡家西区)	200,486	100,000	8月4日 監査室
八頭町防犯灯設置補助金(東市場)	24,750	10,000	
八頭町消防施設整備事業費補助金(西御門)	210,100	132,000	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

- ① 西御門の防犯灯設置補助金の補助金交付申請において、格納庫購入数量を2基のところ1基と誤記入したものを受理していたが、申請事業費等が2基分であったため、正しい数量の2基分の処理を行っていた。

3) 企画課所管

補助事業名	補助金対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町空き家等解体撤去事業費補助金	2,736,800	1,300,000	8月4日 監査室
八頭町魅力ある地域づくり推進事業補助金	61,575	49,000	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

- ① 空き家等解体撤去事業費補助金にかかる補助金等交付台帳の整理において、附属建物、工作物、立木伐採の補助金交付限度額が50万円のところを60万円と誤って記入していた。
- ② 魅力ある地域づくり推進事業補助金事業が完了した後の補助金変更承認申請に対し、補助金変更交付決定通知書を発出しているが、通知書の文中に不必要な「事業変更等が生じた場合に変更申請が必要である」旨のただし書きが記されている。

4) 町民課所管

補助事業名	補助金対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業	169,799	169,799	8月10日 監査室
八頭町とっとり森・里山等自然保育認証園支援事業補助金(NPO 法人 鳥取・森のようちえん風りん)	364,440	303,000	
八頭町とっとり森・里山等自然保育認証園支援事業補助金(特定非営利活動法人 ハーモニカレッジ)	3,683,000	3,068,000	
八頭町集落ごみステーション等整備事業補助金(坂町自治会)	195,000	96,000	
八頭町集落ごみステーション等整備事業補助金(山田集落)	519,234	415,000	
八頭町こどもエコクラブ活動支援補助金(郡家東小学校こおげイーストわくわくエコクラブ)	100,100	100,100	
八頭町くず梨等の液肥・堆肥化推進事業費補助金(JA 鳥取いなば広域果実選果場)	280,544	280,544	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

5) 保健課所管

補助事業名	補助金対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(医療分)(岸本歯科医院)	504,717	500,000	8月4日 監査室
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(医療分)(谷口歯科医院)	503,035	500,000	
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(介護分)(株式会社ソルヘム)	1,006,890	1,000,000	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

6) 福祉課所管

補助事業名	補助金対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
シルバー人材センター事業補助金	41,086,689	4,000,000	8月10日 監査室
八頭町子どもの居場所づくり補助金(NPO 法人 ワーカーズコープ)	1,256,501	1,121,301	
八頭町障害者等住宅改良助成事業	96,800	64,000	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

- ① シルバー人材センター事業補助金について、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 36 条において、「高齢者の就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるように努めるものとする」旨定められており、この法律を基に本町は補助金を交付している。

また、補助金交付台帳において補助金交付の根拠として、「シルバー人材センター連合に対して当該補助金を交付するものである」としているが、「シルバー人材センター連合」と町の「シルバー人材センター」は別組織であることから、適用する根拠規定にはならない。

町のシルバー人材センターに補助金を交付するならば、改めて補助金交付要綱を策定する必要があるものと思料する。

7) 産業観光課所管

補助事業名	補助金対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
令和3年度集落営農体制強化支援事業 (福地水稻生産組合)	670,378	402,227	8月18日 監査室
令和3年度集落営農体制強化支援事業 (農事組合法人 東ライスセンター)	2,281,819	1,140,910	
令和3年度鳥取柿ぶどう等生産振興事業補助金 (「輝太郎」特別対策事業)	5,376,606	3,692,514	
令和3年度鳥取柿ぶどう等生産振興事業補助金 (「輝太郎」特別対策事業)	6,371,983	3,781,511	
令和3年度森林作業路網災害復旧事業費補助金 (八頭中央森林組合)	3,389,467	2,824,556	
鳥取梨生産振興事業費補助金	5,469,191	3,388,674	
鳥取梨生産振興事業費補助金	5,105,824	3,052,280	
鳥取梨生産振興事業費補助金	620,000	309,999	
産地主体型就農支援モデル確立事業費補助金 (鳥取いなば農業協同組合八東支店果実部)	1,033,200	1,033,200	
雪害園芸施設等復旧対策事業費補助金	1,312,400	874,932	
鳥取県就農条件整備事業補助金	852,687	426,344	
柿梨等霜被害総合対策事業費補助金	9,767,560	7,325,670	
八頭町「出る杭を伸ばす」事業者応援補助金 (寿司・創作 Dining 魚魚)	5,500,000	1,000,000	
八頭町「出る杭を伸ばす」事業者応援補助金 (西尾ボデー)	145,000	72,000	
八頭町「出る杭を伸ばす」事業者応援補助金 (いわきファーム)	1,987,000	993,000	
八頭町「出る杭を伸ばす」事業者応援補助金 (日日月月)	3,234,000	1,000,000	

八頭町観光・宿泊施設利用促進事業補助金 (Fam10月分)	1,646,000	627,000	
八頭町観光・宿泊施設利用促進事業補助金 (Fam11月分)	1,417,000	548,490	
八頭町観光協会補助金	15,950,000	14,552,427	
八頭町農道除雪事業費補助金 (新水園、別府地内、中山果樹団地)	264,825	131,000	
造林作業道整備事業費補助金(八頭中央森林組合)	65,650,000	9,202,120	
八頭町間伐材搬出等事業費補助金	330,000	70,000	
八頭町森林環境保全税関連事業費補助金 (竹林整備事業)((有)かぐや:塩上)	9,138,616	8,319,226	
八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (侵入防止柵整備事業) (鳥取りなば農業協同組合郡家支店鳥獣被害対策部)	5,349,573	4,457,977	
八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (追払い用具購入事業)(上日下部動物駆逐の会)	28,500	24,500	
八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (追払い用具購入事業)(福地米穀生産組合)	20,000	17,000	
八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (追払い用具購入事業)(下徳丸部落)	16,000	12,501	
八頭町猟銃等購入費補助金	319,527	210,000	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

- ① 当課には県の間接補助金対象の事案が多いが、県からの補助金の交付時期が補助事業が完了しないと交付されない仕組みとなっており、中には出納整理期間に入ってから交付されている事案もある。

県補助金が交付されるまでの間は、間接補助事業者は支払いを終えなければ補助事業が完了しないため、町が県補助金分を立て替えて町補助金と同時に交付している実態がみられる。

県の交付決定があっても数か月もの間、多額の金銭を町が立替処理を行うことは会計処理上問題がある取扱いであることから、県に対して概算交付を要求するなどの処理が望まれる。

- ② 農道除雪事業費補助金については、八頭町農道除雪事業費補助金交付要綱第4条において「補助金の適用の範囲は、1回の事業費が5万円以上」である旨規定されているが、交付の実態をみると5万円の括りは路線1回の除雪ではなく、複数回除雪しても1回の申請ベースであるとの解釈で運用している。

要綱の記述を素直に読めば、1日1回の事業費とも読み取れる表記であり、読み方次第ではどちらでも読み取れる要綱であることから、今後疑義が生じない表記に改善すべきである。

- ③ 森林環境保全税関連事業(竹林整備事業)に係る補助金額の確定時において、県の出先機関の補助率適用のミスリードで一旦補助事業者に交付した間接補助金を「積算補助率が誤っている」と県の原課から指摘を受けて、町から補助事業者に対して謝罪して返還要請した事案が発生している。

本件は、県の補助要綱の記述内容が判読しづらいものであったことに起因した県のミスリードであり、町の事務処理は何ら問題はない。しかしながら、町の補助要綱の中にも作成時に意図していることが読み手に正確に伝わらず、上記②のように読み方次第では意図したものとは別な解釈をしてしまうものがあることも事実なので、要綱作成時にはその点を踏まえて慎重に取り組まれない。

8) 学校教育課所管

補助事業名	補助金対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
令和3年度集団研修補助金(八頭中学校)	134,310	134,310	8月10日 監査室
令和3年度八頭町教育会補助金	197,950	89,950	

監査結果

事業は目的に沿ってほぼ適切に執行されているものと認められた。

- ① 八頭町教育会に交付された補助金の一部は、6つの部会に活動費用として再交付されている。各部会の会計簿の支出内容をみると、各部会とも収支額に1円の過不足も発生しないようにするため、業者が発行する領収書の額を故意に調整している状況がうかがえる。

配布された予算を使い切って返還額は出さないという風潮が未だに根付いている実態がうかがえ、このように余剰金が生じた場合に領収額を調整し経費を使い切るという取り扱いは予算消化のための経費支出であり、補助金の使途として適正であるとは認めがたいので、明瞭・公正な会計処理を指導されたい。

9) 社会教育課所管

補助事業名	補助金対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
県外優秀アスリート民間学生寮運営事業補助金	3,143,552	1,277,500	8月10日 監査室

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

イ 指定管理者

1) 産業観光課所管

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
			管理料 (3年間)	R3年度	3,000,000
八東フルーツ総合 センター	八東地域振興(株) 代表取締役 寺坂 健治	8月4日 現地	R4年度	3,000,000	
			R5年度	3,000,000	
			指定期間	R3.4.1 ~ R6.3.31	

監査結果

令和3年度は総事業費62,529,023円であり、指定管理料3,000,000円で業務が行われており、売上高は前年度より16%増加したものの、正社員2名の登用等による人件費の増大や老朽化したトイレの応急修理などで費用がかさみ1,599,368円の赤字を計上している。今後は新会計システムの導入により利益管理を行うとともに、販路拡大等により収益力アップに努めることとしている。

- ① 指定管理者協定書第18条第1項第4号の管理業務の一つとして、現在使用されていない合併浄化槽について「浄化槽の点検及び清掃業務(年1回)」と義務付けている。本件は元年度に実施した前回調査において個別の監査結果の中で実態と相違しているため更新時には改善するように促したものの、その後令和3年度に改めて取り交わした指定管理者協定書には反映されておらず改善がなされていない。
- ② 同第16条において、当該施設の営業開始時間は夏季、冬季とも午前8時30分からと規定されているが、8時30分は開店準備を始める時間で店舗を解錠するのは9時からとしており、協

定書と実態が相違している。本件も前回調査において改善を促している。

2) 産業観光課所管

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
やずミニSL博物館	若桜線SL遺産 保存会 会長 山根 徹	8月10日 現地	管理料 (3年間)	R3年度	3,200,000
				R4年度	3,200,000
				R5年度	3,200,000
			指定期間	R3.4.1 ~ R6.3.31	

監査結果

令和3年度は総事業費4,295,759円であり、指定管理料3,200,000円及び施設利用料金などで業務が行われている。

本件は、設置時である平成29年度以降八頭町の直接管理であったが、令和3年度より指定管理制度に移行され、初めて財政援助団体等監査の対象となった施設である。

3) 産業観光課所管

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
郡家駅コミュニティ施設「ぷらっとぴあ・やず」	八頭町観光協会 会長 本田陽二	8月23日 現地	管理料 (3年間)	R3年度	4,660,000
				R4年度	4,660,000
				R5年度	4,660,000
			指定期間	R3.4.1 ~ R6.3.31	

監査結果

令和3年度は総事業費4,855,196円であり、指定管理料4,660,000円で業務が行われている。

- ① 指定管理者協定書第16条の管理物件のうち土地部分については、「他別紙1に示す区域」と表記されているのみであり、ぷらっとぴあ・やずの管理すべき敷地面積が記載されていないほか、少し離れた箇所にある専用駐車場については、物件管理の中に「駐車場」という表記もされていない。

当該施設は町の観光PR及び情報発信業務を主体としたものであり、施設の位置づけを考慮して指定管理者は観光協会ありきという前提で協定書が作成されているように見受けられるが、指定管理者協定書の内容は代表者や職員が交替しても施設管理が十分できるものでなければならない。

- ② 郡家駅コミュニティ施設条例第6条(別表第1)において、当該施設の開館時間は「午前6時から午後11時まで」と定められているが、現在は交流情報発信コーナー(案内所)等管理施設は「午前9時15分から午後6時まで」に変更され、施設条例と相違している。

- ③ 当該施設設置時において、テナントを置くことを前提に指定管理者の募集を行っていたが、施設条例においてテナント料の額を定めることを失念していたことから、指定管理者決定後に両者協議のうえ、月額3万円で決定している。

また、コロナの影響で営業利益が減益になったとして、指定管理者と協議のうえテナント料を2万円減額して1万円/月としているが、減額する額が妥当な額であるかどうかの稟議処理の手続を行うことなく減額する額を決定しているほか、近いうちにコロナが収束し経営改善が図られる可能性があるとして、減額する旨を書面によって取り交わすことを省略するという事務処理の進め方に問題があるものと認められる。

- ④ 指定管理者協定書第17条第1項において、施設条例第6条の「開館時間及び休館日」を表記しておく必要がある。

また、協定書第17条第2項第1号の「施設、備品等の維持管理に関する業務」として、「共

同トイレ等全ての建物・施設の清掃並びに維持修繕を行う」としているが、「全ての建物」の中にはJR西日本の駅事務室を含んでおり誤解を招くおそれがあることから、「管理施設」に限定した表記が望ましい。